

令和3年度 科目別集計表

科目名				
研修費				
日付	内容	支出金額	備考	整理番号
9/30	松山市議会観光振興議員連盟会費(上半期分)	3,000 円	100%	75
10/20	松山北倫理法人会 交流会参加費	350 円	100%	76
11/16	松山北倫理法人会 経営者の集い参加費	3,000 円	100%	77
11/17	松山北倫理法人会 交流会参加費	350 円	100%	78
12/1	松山北倫理法人会 交流会参加費	350 円	100%	80
12/8	松山北倫理法人会 交流会参加費	350 円	100%	81
12/14	松山北倫理法人会 役員研修参加費	4,500 円	100%	82
1/7	愛媛倫理法人会 名刺交換会参加費	3,000 円	100%	83
3/31	愛媛拉致議連・市町議会議員会費	1,200 円	100%	74
3/31	愛媛県自衛隊家族会 令和3年度賛助会費	10,000 円	100%	84
3/31	愛媛県防衛協会 令和3年度会費	10,000 円	100%	85
3/31	松山法人会青年部会 令和3年度会費	12,000 円	100%	86
3/31	松山市自衛隊家族会 2021年度会費	10,000 円	100%	87
3/31	松山法人会 令和3年度会費	3,600 円	100%	88
3/31	松山市議会観光振興議員連盟会費(下半期分)	3,000 円	100%	89
3/31	特定非営利活動法人愛媛県就労支援事業者機構 R3年度会費	1,000 円	100%	90
3/31	倫理法人会費(令和3年度会費)	120,000 円	100%	91
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合計		185,700 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和3年9月30日	整理番号	75
科 目	調査研究費 <u>研修費</u> 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費		
使 途 及 び 内 容 等	令和3年度松山市議会観光振興議員連盟会費上半期分 支払先：松山市議会観光振興議員連盟		
金 額	3,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和3年9月30日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p style="font-size: 24px; margin: 0;">領 収 書</p> <p style="font-size: 24px; margin: 10px 0;">向 田 将 央 様</p> <p style="font-size: 18px; margin: 5px 0;">金額 3,000円也</p> </div> <div style="text-align: right;"> <p style="font-size: 18px; margin: 0;">平成31年9月30日</p> </div> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> <p style="font-size: 12px; margin: 0;">松山市議会観光振興議員連盟 会 長 岩 江 進</p> </div>			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

松山市議会観光振興議員連盟規約

制定 平成20年4月7日

改正 平成30年6月27日

(名 称)

第1条 この連盟は、松山市議会観光振興議員連盟（以下「連盟」という。）と称する。

(目 的)

第2条 連盟は、本市における観光振興を積極的に推進し、もって本市の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本市の観光振興の発展を図るための調査研究、資源の発掘、情報の収集、研究会等の開催及び意見具申
- (2) コンベンションの誘致及び各種誘客イベントへの支援及び協力
(平30本号中改正)
- (3) 国際線の利用促進及び外国人旅行者の誘致拡大
- (4) 県・四国内における関係団体との交流の促進
- (5) その他連盟の目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第4条 連盟は、本連盟の目的に賛同する松山市議会議員をもって組織する。

(役 員)

第5条 連盟に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 1名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、本市議会の議長を、副会長は本市議会の副議長をそれぞれ充てる。

2 理事及び監事は、会長が選任する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、会長が本市議会の議長の職にある期間とする。

2 役員は、再任することができる。

(役員の仕事)

第8条 会長は、連盟を代表し、総会、臨時総会及び役員会の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。

3 監事は、連盟の会計を監査する。

(顧問)

第9条 会長は、会員の中から役員会に諮り、顧問を選任することができる。

(会議)

第10条 会議は、総会、役員会及び監事会とする。

2 総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会及び役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

4 監事会は、監事の要求によって開催する。

(総会)

第11条 総会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 前年度の事業報告及び決算
- (2) 毎年度の事業計画及び予算
- (3) 規約の改正
- (4) 連盟の重要な施策及び運営に関する事項
- (5) その他会長において必要と認めた事項

(表決)

第12条 連盟の各会議は、原則として出席者全員の同意をもって議事を決定する。

(会計)

第13条 連盟の所要経費は、会員の会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 会員の会費は、月額500円とし、各年度半期ごとに徴収する。

3 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 連盟の事務局は、本市議会事務局に置く。

(その他)

第15条 この規約に定めのない事項については、会長が役員会に諮って定めるものとする。

付則

この規約は、議決の日から施行する。

付 則

この規約は、平成30年6月27日から施行する。

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和3年10月20日	整理番号	76
科 目	調査研究費 <u>研修費</u> 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費	広報費	広聴費
使 途 及 び 内 容 等	交流会参加費 開催場所：東京第一ホテル松山 支払先：松山北倫理法人会		
金 額	350 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和3年10月20日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: left;"> <p>領収証</p> <p style="font-size: 1.2em; margin-left: 20px;"><u>何田 将央</u> 様</p> <p>金額</p> <p style="font-size: 1.2em; margin-left: 20px;">¥350-</p> <p>但し：交流会参加費として</p> <p style="margin-left: 20px;">2021年10月20日</p> <p>上記正に領収いたしました</p> </div> <div style="text-align: right;"> <p>No. _____</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 50px; margin: 10px auto; background-color: black;"></div> <p>松山北倫理法人会 会長 谷川 貴雄</p> </div> </div>			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和3年11月16日	整理番号	77
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	経営者の集い参加費 開催場所：東京第一ホテル松山 支払先：松山北倫理法人会		
金 額	3,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和3年11月16日	

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

領収証

回田将央 様

No. _____

金額

¥3,000-

但し：経営者の集い参加費として

2021年11月16日

上記正に領収いたしました

松山北倫理法人会
会長 谷川



※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和3年11月17日	整理番号	78
科 目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費		
使 途 及 び 内 容 等	交流会参加費 開催場所：東京第一ホテル松山 支払先：松山北倫理法人会		
金 額	350 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和3年11月17日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: left;"> <p>領収証</p> <p style="font-size: 1.2em; margin-left: 20px;">何田将央 様</p> <p>金額</p> <p style="font-size: 1.2em; margin-left: 20px;">¥350-</p> <p>但し：交流会参加費として</p> <p style="margin-left: 20px;">2021年11月17日</p> <p>上記正に領収いたしました</p> </div> <div style="text-align: right;"> <p>No. _____</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 50px; margin-top: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> </div> <p>松山北倫理法 会長 谷川</p> </div> </div>			


※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和3年12月1日	整理番号	80
科 目	調査研究費 <u>研修費</u> 要請・陳情活動費 会議費 人件費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	交流会参加費 開催場所：東京第一ホテル松山 支払先：松山北倫理法人会		
金 額	350 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和3年12月1日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 60%;"> <p>領収証</p> <p style="font-size: 1.5em; font-family: cursive;">何田将央様</p> <p>金額</p> <p style="font-size: 1.2em;">¥350-</p> <p>但し：交流会参加費として</p> <p>2021年・12月 / 日</p> <p>上記正に領収いたしました</p> </div> <div style="width: 35%; text-align: right;"> <p>No. _____</p> </div> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> <p>松山北倫理法人会</p> <p>会長 谷川 </p> </div>			


※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和3年12月8日	整理番号	81
科 目	調査研究費 <u>研修費</u> 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費		
使 途 及 び 内 容 等	交流会参加費 開催場所：東京第一ホテル松山 支払先：松山北倫理法人会		
金 額	350 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和3年12月8日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: left;"> <p>領収証</p> <p style="font-size: 2em; font-family: cursive;">何田将央様</p> <p>金額</p> <p style="font-size: 1.5em;">¥350-</p> <p>但し：交流会参加費として</p> <p>2021年12月 8日</p> <p>上記正に領収いたしました</p> </div> <div style="text-align: right;"> <p>No. _____</p> </div> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> <p>松山北倫理法</p> <p>会長 谷川</p>  </div>			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和3年12月14日	整理番号	82
科 目	調査研究費 <u>研修費</u> 要請・陳情活動費 会議費 広報費 広聴費 人件費 事務所費 資料作成費 資料購入費		
使 途 及 び 内 容 等	役員研修参加費 開催場所：東京第一ホテル松山 支払先：松山北倫理法人会		
金 額	4,500 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和3年12月14日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: left;"> <p>領収証</p> <p style="font-size: 2em; font-family: cursive;">何田将央 様</p> <p>金額</p> <p style="font-size: 1.5em;">¥4,500-</p> <p>但し：役員研修参加費として</p> <p>2021年12月14日</p> <p>上記正に領収いたしました</p> </div> <div style="text-align: right;"> <p>No. _____</p> </div> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> <p>松山北倫理法人会 会長 谷川</p>  </div>			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和4年1月7日	整理番号	83																					
科 目	調査研究費 <u>研修費</u> 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費																							
使 途 及 び 内 容 等	名刺交換会参加費 開催場所：ANA クラウン HOTEL 支払先：愛媛県倫理法人会																							
金 額	3,000 円	按分率	100 %																					
特 記 事 項																								
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和4年1月7日																						
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。																								
<table style="margin: auto; border: none;"> <tr> <td style="text-align: right; padding-right: 10px;">領収証</td> <td style="font-size: 2em; font-family: cursive;">何田将央</td> <td style="text-align: right; padding-right: 10px;">No. _____</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding-top: 5px;">様</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right; padding-right: 10px;">金額</td> <td colspan="2" style="text-align: center; padding-top: 10px;">¥ 3,000-</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding-top: 10px;">但し：名刺交換会参加費として</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding-top: 10px;">2022年 1月 7日</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding-top: 10px;">上記正に領収いたしました</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: right; padding-top: 10px;"> 愛媛県倫理法人会 会長 松尾 桂 </td> </tr> </table>				領収証	何田将央	No. _____	様			金額	¥ 3,000-		但し：名刺交換会参加費として			2022年 1月 7日			上記正に領収いたしました					愛媛県倫理法人会 会長 松尾 桂
領収証	何田将央	No. _____																						
様																								
金額	¥ 3,000-																							
但し：名刺交換会参加費として																								
2022年 1月 7日																								
上記正に領収いたしました																								
		愛媛県倫理法人会 会長 松尾 桂																						

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和4年3月31日	整理番号	74
科 目	調査研究費 <u>研修費</u> 要請・陳情活動費 会議費 広報費 広聴費 人件費 事務所費 資料作成費 資料購入費		
使 途 及 び 内 容 等	令和3年度愛媛拉致議連・市町議会議員会費 支払先：愛媛拉致議連		
金 額	1,200 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和3年9月13日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。


領 収 書

金 1, 200 円也

但し、愛媛拉致議連・市町議会議員会費として
上記のとおり領収しました。

令和3年9月13日

松山市議会議員
向田 将央 様

北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を
究明する地方議員連絡会 (愛媛拉致議連)
会 長 森 高 康 行 

北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を究明する
地方議員連絡会 規程

(目的)

第1条 本会は、北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相究明を求め、拉致疑惑にある県人の救出を支援することを目的とする。

(名称及び事務局)

第2条 本会は、北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を究明する地方議員連絡会（略称：愛媛拉致議連）と称し、事務局を県議事堂内に置く。

(構成)

第3条 本会は、愛媛県議会議員及び県内市町議会議員等の有志をもって構成する。

(活動)

第4条 本会の活動は次のとおりとする。

- (1) 総会及び役員会の開催
- (2) 拉致疑惑にある県人の救出を支援する活動への参加
- (3) 関係機関・組織との意見交換会及び学習会
- (4) 県内外の現地調査
- (5) 関係情報の収集
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事項

(機関)

第5条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会及び臨時総会
- (2) 役員会

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
幹事	若干名
相談役・顧問	若干名
事務局員	1名
監事	2名

〔役員の変更及び任期〕

第7条 本会の役員は評会において選任し、その任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

〔役員〕

第8条 本会の評会及び役員会は、会長が招集し、必要に応じて開催する。

〔経費〕

第9条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

- 2 会費は、県議 月額1,000円とし、その他の会員は月額100円とする。
- 3 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

〔その他〕

第10条 この規約にない事項は、役員会に諮って定めるものとする。

附 則

本規約は、平成15年3月7日から施行する。

附 則

本規約は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

本規約は、平成18年3月6日から施行する。

附 則

本規約は、平成19年6月19日から施行する。

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和4年3月31日	整理番号	84
科 目	調査研究費 <u>研修費</u> 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費		
使 途 及 び 内 容 等	令和3年度愛媛県自衛隊家族会賛助会費 支払先：愛媛県自衛隊家族会		
金 額	10,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和3年12月16日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			
<h2 style="margin: 0;">領 収 証</h2> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p style="font-size: 2em; margin: 0;">No. <u>13</u></p> <p style="font-size: 1.5em; margin: 0;">2023年12月16日</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p style="font-size: 1.5em; margin: 0;">同田将典様</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <p style="font-size: 2em; margin: 0;">★ 10,000-</p> <p style="font-size: 1.5em; margin: 0;">但 2023年度賛助会費</p> <p style="margin: 0;">上記正に領収いたしました</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; margin-top: 20px;"> <div style="border-bottom: 1px solid black; width: 150px; margin-right: 10px;">内 訳</div> <div style="border-bottom: 1px solid black; width: 150px; margin-right: 10px;">税抜金額</div> <div style="border-bottom: 1px solid black; width: 150px; margin-right: 10px;">消費税額等(%)</div> <div style="text-align: center;"> <p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">愛媛県自衛隊家族会</p> <p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">会長 三好貞夫</p> </div> <div style="border: 2px solid black; width: 40px; height: 40px; border-radius: 50%; margin-left: 10px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> </div> </div>			
コクヨ ウケ-78			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

松山市議会議員 向田 将央 様

謹 啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は私ども家族会に対し深いご理解とご支援を賜り心より御礼申し上げます。

この度は賛助会員としてご支援いただき誠に有難うございます。

お陰をもちまして、この1年間、防衛省・自衛隊への多様な応援活動を行うことが
できました。

コロナ禍に屈することなく海外では、南スーダンや中東派遣部隊が活動しています。
厳しい安全保障環境に対応するため新型艦艇の就役やサイバー防護隊など体制の
強化もされました。

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、大規模接種センターにおいて医療資格の隊員
がワクチンの接種及び運営に従事しています。

会員一同 協力諸団体とともに「国民の安心・安全」を守るため国の防衛施策へ
の協力の他、北方領土返還要求署名など国民運動にも参加して参ります。

また、隊員・家族の支援にも積極的に取り組んでまいります。

今後とも自衛隊家族会へのご支援、ご協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。

末筆ではありますが、皆様方の益々のご健勝ご発展をお祈り致します。

謹 白

令和3年12月吉日

公益社団法人 自衛隊家族会

愛媛県自衛隊家族会

会長 三好貞夫

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和4年3月31日	整理番号	85
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費 広聴費
使 途 及 び 内 容 等	令和3年度会費 支払先：愛媛県防衛協会		
金 額	10,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和4年2月16日	

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

振 込 金 受 取 書

(兼手数料)

令和 年 月 日							
金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">百万</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">千</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;"> </td> <td style="border: 1px solid black;">1 0 0 0 0</td> <td style="border: 1px solid black;"> </td> </tr> </table>	百万	千	円		1 0 0 0 0	
百万	千	円					
	1 0 0 0 0						
先方銀行	XXXXXXXXXX						
お預金種目	普通預金						
お受取人 おなまえ	愛媛県防衛協会様						
ご依頼人	何田将央様						
[備考]	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">手数料</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">/</td> </tr> </table>	手数料	/				
手数料	/						

※ 債務確定日とは、当該
購入日、サービスや物品

上記の金額正に受け取りました。

(取扱店)

銀行
印

収入
印紙

(取扱店→ご依頼人)

を購入した場合は
日になります。

全国防衛協会連合会のホームページ



全国防衛協会連合会
All Japan Defense Association

お問い合わせはこちら
TEL.03-5579-8348

協会概要・協会の目的と事業等

各県協会HP等リンク

女性部会

青年部会

防衛省・自衛隊等HPリンク

防衛省・自衛隊イベント

会報広告協賛企業

入会のご案内

お知らせ

武力攻撃事態等に備えた、
国民保護法に基づく行動



研究大学校務部による
現代の安全保障講座
2021年

規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、全国防衛協会連合会という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。必要があるばあいは、理事会の議を経て従たる事務所を所要の地におくことができる。

(目的)

第3条 本会は、防衛意識の高揚を図り、防衛基盤の育成強化に寄与するとともに、自衛隊の活動を支援・協力することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 防衛問題に関する調査研究及び提言・要望
- (2) 各協会の活動状況等についての情報交換
- (3) 防衛講演会・研修会等の開催
- (4) 機関紙・防衛関係資料等の作成・配布
- (5) 自衛隊の主要な行事等に対する支援協力
- (6) 内外友好団体との連絡交流
- (7) その他本会の目的達成に必要な事業

第2章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は次の三種とする。

- (1) 正会員 都道府県防衛協会・自衛隊協力会等(以下、「協会」)
- (2) 推薦会員 会長の推薦する有識者
- (3) 特別会員 本会の活動を支援するために入会した法人・団体及び個人

(会費)

第6条 会費(推薦会員を除く)は、協会において別に定める会費を納入するものとする。

(入会)

第7条 会費(推薦会員を除く)にならうとするものは、別に定める入会申込書を会費に提出するものとする。正会員及び特別会員(個人を除く)は、入会と同時にその代表を届け出るものとする。会費代表に変更があったときは、その都度新代表者を届け出るものとする。

(退会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、会長に届けなければならない。

(除名)

第9条 本会の名譽を傷つけ、または規約その他の規程に反する行為があった会員は、理事会の議決を経て除名することができる。

(後継会員の承認)

第10条 親に加入した会員その他の後継会員は承認しない。

第3章 役員

規 約 | 全国防衛協会連合会 (公式ホームページ)

- (1) 総会に付議すべき事項
 (2) その他会長が付議した事項
 3 理事会はこの規約で別に規定するもののほか、次の事項を議決する。
 (1) 総会または評議員会で議決された事項の執行に関すること。
 (2) 総会または評議員会に付議すべき事項
 (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。
 4 常任理事会は本会の運営に関する事項を審議する。

(招 集)

- 第21条 定期総会は、毎年1回会長が招集する。
 2 臨時総会は、理事会が必要と認めるとき、または正会員の5分の1以上、もしくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき会長が招集する。
 3 評議員会及び理事会は、必要あるときは会長が招集する。
 4 会議の招集は会議の10日前までに会議に付すべき事項・日時及び場所を示した文書をもって通知しなければならない。>

(議 長)

- 第22条 総会及び評議員会の議長は、出席会員の互選により選出する。
 2 理事会の議長は、会長または副会長もしくは理事長がこれに当たる。

(定 数)

- 第23条 総会及びその他の会議は、構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。
 2 やむを得ない理由で会議に出席できない者は、書面をもって表決し、または他の者を代理人として表決を委任することができる。この場合、前項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議 決)

- 第24条 会議の議事は、出席者の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

- 第25条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 (1) 開会の日時及び場所
 (2) 会員・理事及び評議員の現在数
 (3) 会議出席者の数
 (4) 議決事項
 (5) 議事の経緯・要領及び発言者の発言要旨
 2 議事録には、議長及び出席者の中から、その会議において選出された議事録署名人2名以上が署名するものとする。

第6章 女性部会及び青年部会

- 第25条の2 本会に女性部会及び青年部会を置く
 2 女性部会及び青年部会に、それぞれ部会長1名をおくほか、副部会長等必要な役員をおくことができる。
 3 女性部会長及び青年部会長は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。副部会長は、理事長が委嘱する。
 4 女性部会及び青年部会に関する必要な事項は、理事会の議決を得て別に定める。

第7章 事務局

(事務局)

- 第26条 本会に、事務を処理するための事務局を置く。
 2 事務局に関する規定は、理事会の承認を得て、会長が別に定める

第8章 経理及び会計

(経理の構成)

- 第27条 本会の経理は、次の各号をもって構成する
 (1) 財政団体の収入
 (2) 会費
 (3) 献金に際する収入
 (4) 協賛から生ずる収入
 (5) 貸付金
 (6) その他の収入

規約 | 全国防衛協会連合会 (公式ホームページ)

(資産の管理)

第28条 本会の資産は会長が管理し、その方法は理事会において定める。

(経費の支弁)

第29条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第30条 本会の収入或出予算は、会計年度毎に総会の議決を経て定める。

2 本会の収支決算は、年度終了後3ヶ月以内にその財産目録とともに監事の監査を経た後、総会の承認を得なければならぬ。

3 会計年度開始前に収支予算が成立しないときは、これが成立するまでの間、必要最小限の範囲において前年度の予算に準じて執行することができる。

4 前項の収入支出は、あらたに成立した予算の収入支出とみなす。

(特別会計)

第31条 特に必要があるときは、特別会計を設けることができる。

2 特別会計は、前条の予算及び決算に計上しなければならない。

(会計年度)

第32条 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第33条 この規約は、総会において正会員の4分の3以上の同意を得なければ改正することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第34条 本会は、総会において正会員の4分の3以上の同意があったとき解散する。

2 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経て類似の目的をもつ他の公益法人またはこれに準じる団体に寄付する。

第10章 雑則

(委任)

この規則の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める

付則 (抄)

この改正規約は、平成13年6月15日から施行する。

この改正は、平成22年6月14日から施行する。 ※改正箇所:特別顧問に関する規定追加



支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和4年3月31日	整理番号	86
科 目	調査研究費 <u>研修費</u> 要請・陳情活動費 会議費 広報費 広聴費 人件費 事務所費 資料作成費 資料購入費		
使 途 及 び 内 容 等	令和3年度会費 支払先：公益社団法人 松山法人会青年部会		
金 額	12,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和4年2月16日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

会費納入通知書兼領収書

〈公益社団法人 松山法人会 青年部会〉

令和3年度会費

金額 **¥12,000-**

この領収書は本部会の領収書に相当します。
再発行致しません。

[取扱金融機関]

会費についてお願い

謹啓 益々ご清栄の事とお慶び申し上げます。本部会の運営に関しまして格別のご協力を頂き誠に有難く厚くお礼申し上げます。
さて、本年度会費をお振込頂きたく存じますので、最寄りの取扱金融機関（本店・支店）へお配り致しますようお願い申し上げます。

※振込の場合は下記口座にお振込ください。

口座(普)	
口座(普)	
口座(普)	

【口座名】
公益社団法人 松山法人会 青年部会

所在地、事業所名
790-0943 松山市古川南 3-26-30 向田 将央様

納入方法 **振込**

公益社団法人
松山法人会
青年部会長
TEL 941-7711



公益社団法人 税理士会

税理士会

法人会とは

60年を超える歴史を有し、32万社が加入する団体です！ 昭和22年(1947年)4月に法人税もそれまでの賦課課税制度から申告納税制度に移行しました。しかし、当時の社会経済状態からも、経営者が難解な税法を理解して、自主申告できるか危惧されました。このため、申告納税制度の定着には納税者自身が団体を結成し、帳簿の整備、税知識の普及などを図る必要性が生じ、企業の間から自発的に法人会が誕生しました。法人会は公平で健全な税制実現のため、会員企業の声を立法府等にアピールするとともに、税の啓発や租税教育を積極的に進めています。

新しい「公益法人」としての法人会！

法人会は長きにわたり、国の根幹とも言える「税」の分野を中心に活動してきました。新公益法人制度下においてもその歴史を継承し、国家・社会に貢献する組織であり続けたい。この思いをもって、全国各地の法人会においても、統一かつ地域に密着した活動を展開しています。その動きの中で、新しい「公益法人」としての法人会が各地に誕生しており、全国法人会総連合(略称:全法連)でも、平成23年4月に公益認定を得て「公益法人」として再スタートしました。

経営に差がつく！税の知識が身につく！人脈がひろがる！

刻々と変化する社会情勢下、企業の存続・発展を図るには、正しい知識と情報が必要です。法人会では各種研修会、会報やセミナーなどを通じて、企業経営に求められる知識や情報を提供しています。とくに、企業の健全経営を支える税の知識は、税務署や税理士とも協力しながら、研修会・説明会等を実施しています。これらの研修会をはじめ各事業に参加することで、法人会に加入する様々な業種の経営者と知り合い、その交流を通じてお互いの経営感覚を高め、自らの視野を広げます。

全国440の単位法人会が地域に密着した活動を展開！

法人会は、単位法人会(支部会)、県連合会(県連)、全国法人会総連合(全法連)の3層構造により、活動の統一性と充実を図っています。

税に関する活動

中小企業のための「税に関する講習」を、地方自治体に行っています。

より多くの経営者の皆さまに、税の知識が身につく機会を提供し、関心を持っていただくため、各地の法人会では様々な取り組みを行っています。法人会役員が小学校を訪問して「租税教室」を実施するほか、多岐にわたる研修会やセミナーを開催しています。

また、各自治体の主催する「税の基礎講座」にも積極的に参加し、税の基礎知識を広く普及させることに努めています。また、各地の法人会では、中小企業のための「税に関する講習」を開催し、経営者の皆さまに税の知識を身につけていただく機会を提供しています。

組織図

税に関する対策リンク集



経営者の声



企業の税務コンプライアンス向上のために
自主点検チェックシート



公益社団法人 松山法人会

社会人との交流を行うなどして、多彩な活動をしています。

「国と特に密接な関係がある」特例民法法人への該当性について

平成21年1月30日

社団法人松山法人会

当法人は、国家公務員法等の一部を改正する法律(平成19年法律第108号、以下「改正法」という。)による改正後の国家公務員法(昭和22年法律第120号、以下「改正国公法」という。)第106条の24第1項第4号及び改正法附則第12条並びに独立行政法人通則法(平成11年法律第103号、以下「改正独法通則法」という。)第54条の2第1項において準用する改正国公法第106条の24第1項第4号及び改正法附則第10条において準用する改正法附則第12条、職員の退職管理に関する政令(平成20年政令第389号、以下「退職管理政令」という。)第32条及び附則第4条、特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令(平成20年政令第390号、以下「役員政令」という。)第18条及び附則第3条、職員の退職管理に関する内閣府令(平成20年内閣府令第83号)第9条及び附則第3条、並びに特定独立行政法人の役員の退職管理に関する内閣府令(平成20年内閣府令第84号)第8条及び附則第3条の諸規定(以下「密接関係法令」という。)に関し、「国と特に密接な関係がある」特例民法法人に該当しないので、その旨公表いたします。

個人情報の取り扱いに関する方針

(公社)松山法人会は…

- ①個人情報の保護に関する法令等を遵守します
- ②必要な個人情報は適正な手段で入手します
- ③個人情報の利用目的を通知または公表します
- ④個人情報を目的外に利用しません
- ⑤個人情報を本人の同意を得ることなく第三者に提供しません
- ⑥個人情報の正確性を保ち安全に管理します
- ⑦個人情報の開示請求等に適正に対応します
- ⑧個人情報にかかる苦情処理に適切に取り組みます

個人情報の取り扱いについて

松山法人会は、会員企業に係る「個人情報」を、研修会・諸会議等の開催通知、機関誌等の送付、有料図書等の斡旋、並びに福利厚生員からの福利厚生制度等のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ございません。

また、会員名簿を発行することがございます。同意いただけない場合は、下記窓口までご連絡いただきますようお願いいたします。ご連絡がない場合は同意いただいたもの認めます。

お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。

公益社団法人松山法人会 個人情報取り扱い係

松山市大手町2-5-7 商工会館2F

TEL089-941-7711 FAX089-947-4251

年賀状等などの廃止について

甚だ勝手なことではございますが、当会では全ての関係機関・会員様への年賀状等を控えさせていただくことになりました。何卒ご理解を賜りたく、ここにお知らせ申し上げます。

今後も、みなさまの益々のご意見をお祈り申し上げますとともに、変わらぬおつきあいのほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

〃

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和4年3月31日	整理番号	87
科 目	調査研究費 <u>研修費</u> 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費		
使 途 及 び 内 容 等	2021年度松山市自衛隊家族会年会費 支払先：松山市自衛隊家族会		
金 額	10,000 円	按分率	100 %
特記事項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和3年12月16日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			
仮領収証 何田将央 様		No. _____	
金額		¥ 100,000.00	
但 2021年度年会費217 2021年12月16日 上記正に領収いたしました			
内 訳		松山市自衛隊家族会 会長 何田将央	
税抜金額			
消費税額(%)			

GR1517

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

平成29年1月1日から
公益社団法人全国自衛隊父兄会は
公益社団法人自衛隊家族会
になりました。



「自衛隊員の心の支えになりたい」との親心から自然発生的に結成された「全国自衛隊父兄会」は、昭和51年に「社団法人」、平成24年に「公益社団法人」に認可され、全国各地で活動を続けて参りました。

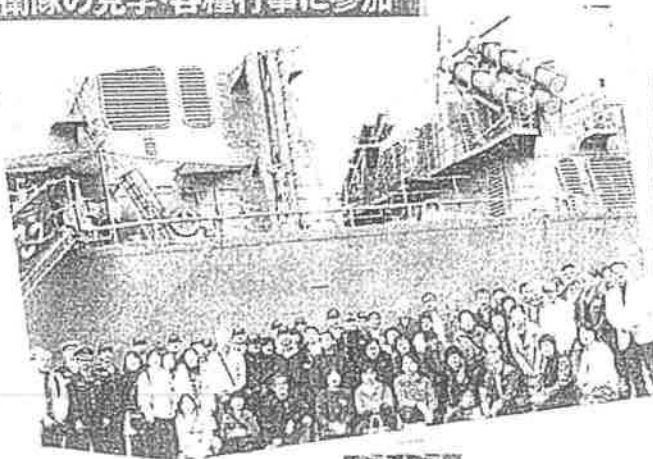
平成28年、法人創設40周年を機に、会の名称を「公益社団法人自衛隊家族会(自衛隊家族会)」に変更し、「自衛隊員に最も身近な存在」であることに誇りを持ち、国民の先頭に立って、自衛隊員及び家族を支え、ともに助け合うことを誓い、再出発致しました。

自衛隊家族会の活動

自衛隊家族会は、自衛隊員の家族という共通の立場で、会員の親睦や相互の激励を深めるとともに、「自らの国は自ら守る」との国民の防衛意識の高揚に努め、自衛隊に対する協力・支援のため、さまざまな活動を実施しております。



自衛隊の見学・各種行事に参加



近隣の自衛隊官邸の見学や研修、そして各種行事に参加し、自衛隊に属する会員の理解を深めるとともに、自衛隊員と親しい関係を持つことが出来ます。

特に、自衛隊員が勤務する部隊や駐屯地・基地と親交する機会があれば、家族の自衛隊訓練を見学出来ること

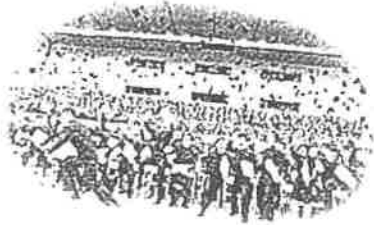


自衛隊 家族会 新編で お会いいたします

不安定な国際社会、厳しい周辺環境、
 度重なる自然災害…。
 わが国をとりまく環境はいま、決して
 穏やかとはいえません。
 そのような状況のなか、
 皆様の子供、兄弟、夫・妻は高い志を抱き、
 自衛隊に入隊しました。
 自衛隊という新しい世界で
 精一杯頑張っている彼ら、
 ともに喜び、楽しみ、時に励まし、時にアドバイスし、
 良き理解者でありたい、
 家族はみな等しくそう願っています。

自衛隊員を家族に持つという共通の立場で
 強い「絆」で結ばれた自衛隊家族会は、
 ご家族の皆様の新しい仲間として
 ともに助け合い、ともに成長します。

不透明な情勢のなか、自衛隊の役割や
 様々な任務の増大が予想されます。
 その役割を担う自衛隊員を誇りに思い、
 最も身近な家族として国民の先頭に立ち、
 力を合わせて、自衛隊員を支えましょう。
 隊員たちも「家族の支え」を一番望んでいるはずです。



現在、自衛隊家族会には
 全自衛隊員のおおむね
 3分の1に相当する
 約8万人の家族が会員となっております。
 なんらかの事情によって、
 これまで自衛隊家族会に
 入会されなかったご家族の皆様、
 今からでも遅くありません。
 今が入会のチャンスです。




皆様のご入会を
 お待ちしております。
 おります。

会 費 納 入 通 知 書





令和3年度会費

金額	¥3,600
----	--------

を次により振替させて
いただきます。

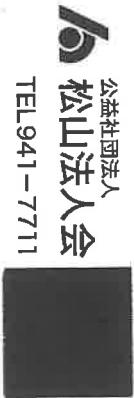
所在地・事業所名	〒790-0943 松山市古川南3-26-30 向田 将央 様
	

※自動振替

- 金融機関 
- 支店等 
- 口座番号 
- 口座名義  山コリダ 将央様
- 振替日 2021/06/28

※納入方法は
自動振替
となります。

※この通知書は、感染対策「コロナ対策セッション」及び「インターネットバンキング特別割引制度」のお申し込みの際に金融機関が確認する当該年度の法人会
 会員証と併せて使用できません。
 ※「法人会・税理士会セッション」以外の融資制度では使用できません。



公益社団法人 松山法人会

法人会とは

法人会とは

60年を超える歴史を有し、82万社が加入する団体です！昭和22年(1947年)4月に法人税もそれまでの課税課税制度から申告納税制度に移行しました。しかし、当時の社会経済状態からも、経営者が複雑な税法を理解して、自主申告できるか危惧されました。このため、申告納税制度の定着には納税者自身が団体を結成し、帳簿の整備、税知識の普及などを図る必要性が生じ、企業の間から自発的に法人会が誕生しました。法人会は公平で健全な税制実現のため、会員企業の声を立法府等にアピールするとともに、税の啓発や租税教育を積極的に進めています。

新しい「公益法人」としての法人会！

法人会は長きにわたり、国の根幹とも言える「税」の分野を中心に活動してきました。新公益法人制度下においてもその歴史を継承し、国家・社会に貢献する組織であり続けたい。この思いをもって、全国各地の法人会においても、統一的かつ地域に密着した活動を展開しています。その動きの中で、新しい「公益法人」としての法人会が各地に誕生しており、全国法人会総連合(略称:全法連)でも、平成23年4月に公益認定を得て「公益法人」として再スタートしました。

経営に差がつく！税の知識が身につく！人脈がひろがる！

刻々と変化する社会情勢下、企業の存続・発展を図るには、正しい知識と情報が必要です。法人会では各種研修会、会報やセミナーなどを通じて、企業経営に求められる知識や情報を提供しています。とくに、企業の健全経営を支える税の知識は、税務署や税理士とも協力しながら、研修会・説明会等を実施しています。これらの研修会をはじめ各事業に参加することで、法人会に加入する様々な業種の経営者と知り合い、その交流を通じてお互いの経営感覚を磨き、自らの視野を広げます。

全国440の単位法人会が地域に密着した活動を展開！

法人会は、単位法人会(単位会)、県連合会(県連)、全国法人会総連合(全法連)の各層階級により、活動の統一性と充実を図っています。

税に関する活動

中小企業のための「税に関する授業」を国・地方自治体に行っています。

次代を担う児童の皆さんに、税がこの社会で果たしている役割の重要性を正しく理解し、関心を持ってもらうため、各地の法人会では様々なイベントを行うほか、法人会役員が小中学校を訪問して「租税教室」を実施するなど、多彩な租税啓発活動を展開しています。

特に児童部会の手掛ける租税教室は、小学生に授業の大切さを伝え、持たざる持たざるの差をなくすのきっかけづくり、さらには、租税を学んだ学生向けに「これから始めることになる税」とその趣意を伝え、伝えると、毎年「税の

組織図



経営者のための



企業の業務コンプライアンス向上のために
自主点検チェックシート



公益社団法人 松山法人会

社会人との交流を行うなどして、多彩な活動を行っています。

「国と特に密接な関係がある」特例民法法人への該当性について

平成21年1月30日

社団法人松山法人会

当法人は、国家公務員法等の一部を改正する法律(平成19年法律第108号。以下「改正法」という。)による改正後の国家公務員法(昭和22年法律第120号。以下「改正国公法」という。)第106条の24第1項第4号及び改正法附則第12条並びに独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「改正独法通則法」という。)第54条の2第1項において準用する改正国公法第106条の24第1項第4号及び改正法附則第10条において準用する改正法附則第12条、職員の退職管理に関する政令(平成20年政令第389号。以下「退職管理政令」という。)第32条及び附則第4条、特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令(平成20年政令第390号。以下「役員政令」という。)第18条及び附則第3条、職員の退職管理に関する内閣府令(平成20年内閣府令第83号)第9条及び附則第3条、並びに特定独立行政法人の役員の退職管理に関する内閣府令(平成20年内閣府令第84号)第8条及び附則第3条の諸規定(以下「密接関係法令」という。)に関し、「国と特に密接な関係がある」特例民法法人に該当しないので、その旨公表いたします。

個人情報の取り扱いに関する方針

(公社)松山法人会は…

- ①個人情報の保護に関する法令等を遵守します
- ②必要な個人情報は適正な手段で入手します
- ③個人情報の利用目的を通知または公表します
- ④個人情報を目的外に利用しません
- ⑤個人情報を本人の同意を得ることなく第三者に提供しません
- ⑥個人情報の正確性を保ち安全に管理します
- ⑦個人情報の開示請求等に適正に対応します
- ⑧個人情報にかかる苦情処理に適切に取り組みます

個人情報の取り扱いについて

松山法人会は、会員企業に係る「個人情報」を、研修会・諸会議等の開催通知、機関誌等の送付、有料図書の特権、並びに福利厚生員からの福利厚生制度等のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ございません。

また、会員名簿を発行することがございます。同意いただけない場合は、下記窓口までご連絡いただきますようお願いいたします。ご連絡がない場合は同意いただいたものと認めます。

お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。

公益社団法人松山法人会 個人情報取り扱い係

松山市大手町2-5-7 商工会館2F

TEL089-941-7711 FAX089-947-4251

年賀状等などの廃止について

甚だ勝手なことではございますが、当会では全ての関係機関・会員様への年賀状等を控えさせていただくことになりました。何卒ご理解を賜りたく、ここにお知らせ申し上げます。

今後も、みなさまの益々のご発展をお祈り申し上げますとともに、変わらぬおつきあいのほど、どうぞよろしくお願いいたします。

//

公益社団法人 松山法人会

130-0957 松山市大手町2-5-7
松山商工会館2F センター内

お電話でお問い合わせの方

ホームページはこちら

089-941-7711

支出伝票

債務確定日(※)	令和4年3月31日	整理番号	89	
科目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使途及び内容等	令和3年度松山市議会観光振興議員連盟会費下半期分 支払先：松山市議会観光振興議員連盟			
金額	3,000	円	按分率	100 %
特記事項				
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和3年12月3日		
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				
<h2>領収書</h2> <p>令和3年12月3日</p> <p>向田将央様</p> <p>下記の金額を領収いたしました。</p> <p><u>金額 3,000円也</u></p> <p>但し、令和3年度松山市議会観光振興議員連盟会費下半期分として</p> <p>松山市議会観光振興議員連盟 会長 若江 進</p>				

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

松山市議会観光振興議員連盟規約

制定 平成 20 年 4 月 7 日

改正 平成 30 年 6 月 27 日

(名 称)

第 1 条 この連盟は、松山市議会観光振興議員連盟（以下「連盟」という。）と称する。

(目 的)

第 2 条 連盟は、本市における観光振興を積極的に推進し、もって本市の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 3 条 連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本市の観光振興の発展を図るための調査研究、資源の発掘、情報の収集、研究会等の開催及び意見具申
- (2) コンベンションの誘致及び各種誘客イベントへの支援及び協力
(平 3 0 本号中改正)
- (3) 国際線の利用促進及び外国人旅行者の誘致拡大
- (4) 県・四国内における関係団体との交流の促進
- (5) その他連盟の目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第 4 条 連盟は、本連盟の目的に賛同する松山市議会議員をもって組織する。

(役 員)

第 5 条 連盟に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 1 名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2 名

(役員を選任)

第 6 条 会長は、本市議会の議長を、副会長は本市議会の副議長をそれぞれ充てる。

2 理事及び監事は、会長が選任する。

(役員任期)

第 7 条 役員任期は、会長が本市議会の議長の職にある期間とする。

2 役員は、再任することができる。

(役員の仕事)

第8条 会長は、連盟を代表し、総会、臨時総会及び役員会の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。

3 監事は、連盟の会計を監査する。

(顧問)

第9条 会長は、会員の中から役員会に諮り、顧問を選任することができる。

(会議)

第10条 会議は、総会、役員会及び監事会とする。

2 総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会及び役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

4 監事会は、監事の要求によって開催する。

(総会)

第11条 総会は、次の事項を審議決定する。

(1) 前年度の事業報告及び決算

(2) 毎年度の事業計画及び予算

(3) 規約の改正

(4) 連盟の重要な施策及び運営に関する事項

(5) その他会長において必要と認めた事項

(表決)

第12条 連盟の各会議は、原則として出席者全員の同意をもって議事を決定する。

(会計)

第13条 連盟の所要経費は、会員の会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 会員の会費は、月額500円とし、各年度半期ごとに徴収する。

3 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 連盟の事務局は、本市議会事務局に置く。

(その他)

第15条 この規約に定めのない事項については、会長が役員会に諮って定めるものとする。

付則

この規約は、議決の日から施行する。

付 則

この規約は、平成30年6月27日から施行する。

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和4年3月31日	整理番号	90
科 目	調査研究費 <u>研修費</u> 要請・陳情活動費 会議費 人件費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	令和3年度特定非営利活動法人愛媛県就労支援事業者機構会費 支払先：特定非営利活動法人愛媛県就労支援事業者機構		
金 額	1,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和3年11月17日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

領 収 書

令和3年11月17日

向田 将央 様

年会費 (1口 1,000円)

但し、令和3年度特定非営利活動法人愛媛県就労支援事業者機構会費
として

上記正に領収しました。

令和3年度の会費をいただき、誠にありがとうございます。
今後ともどうかよろしくお願ひします。

〒790-0001

愛媛県松山市一番町四丁目4番地1

松山法務総合庁舎6階

特定非営利活動法人愛媛県就労支援事業者機構

TEL

会 長 大塚 岩男

令和3年11月17日

入会承認通知書

向田 将央 様

特定非営利活動法人愛媛県就労支援事業者機構
会長 大塚 岩男

令和3年11月16日付で当法人に入会申し込みをいただきましたので、四種会員として入会を承認します。

つきましては、会員として当法人の定款を遵守していただくとともに、当法人の事業への積極的な参加をお願い申し上げます。

特定非営利活動法人愛媛県就労支援事業者機構定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人愛媛県就労支援事業者機構（以下「本機構」という。）という。

(事務所及び事業地域)

第2条 本機構は、事務所を愛媛県松山市一番町四丁目4番地1に置く。

2 本機構は、原則として、愛媛県をその事業を行う地域（以下「事業地域」という。）とする。

(目的)

第3条 本機構は、犯罪者や非行少年（更生保護事業法第2条第2項各号に掲げる者及びこれに準ずる者をいう。以下「犯罪者等」という。）が善良な社会の一員として更生するためには、就職の機会を得て経済的に自立することが重要であることにかんがみ、事業者の立場から犯罪者等の就労を支援し、犯罪者等が再び犯罪や非行に陥ることを防止することにより、犯罪者等の円滑な社会復帰と安全な地域社会の実現を図り、もって個人及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本機構は、前条の目的を達成するため、事業地域において、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 地域安全活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 本機構は、第3条の目的を達成するため、事業地域において、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- (1) 犯罪者等の雇用に協力する意思を有する事業者（以下「雇用協力事業者」という。）の増加を図る事業
- (2) 犯罪者等の就労に関する保護司、更生保護施設等からの要請を把握し、それをハローワークに伝達する事業
- (3) 雇用協力事業者に犯罪者等の就労の受入れを要請するなどして犯罪者等の求人の情報を把握し、それをハローワークに伝達する事業
- (4) 雇用協力事業者が犯罪者等を雇用した場合におけるその給与支払いの助成事業
- (5) 雇用協力事業者が犯罪者等を雇用する場合における身元保証制度の広報及び斡旋事業
- (6) 犯罪者等が参加する事業所での職場体験講習、就労セミナー及び見学会等の実施事業
- (7) 犯罪者等の就労支援活動に従事する者に対する研修、指導及び顕彰事業
- (8) 犯罪予防を図るための世論の啓発及び広報事業
- (9) その他第3条の目的を達するために必要と認める事業

第2章 会 員

(会員)

第6条 本機構の会員は、本機構の目的に賛同して入会した事業者団体、事業者、地方就労支援事業者組織、個人、事業者以外の法人又は団体並びに本機構の役員とし、会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(会員の種別等)

第7条 会員は、一種会員、二種会員、三種会員、四種会員及び本機構の役員とする。

- 2 一種会員は本機構の目的に賛同して入会した事業者の団体とする。一種会員は犯罪者等の就労の支援が治安の面から重要であることを傘下の事業者に周知させるなど本機構の事業の推進に協力する。
- 3 二種会員は本機構の目的に賛同して入会した事業者とする。二種会員は、理事会で定める会費を事業年度毎に年会費として支払うなど本機構の事業の推進に協力する。
- 4 三種会員は本機構の目的に賛同して入会した雇用協力事業者とする。三種会員は、できる限り犯罪者等に就労の機会を与えるほか、理事会で定める会費を事業年度毎に年会費として支払うなど本機構の事業の推進に協力する。
- 5 四種会員は本機構の目的に賛同して入会した事業者以外の個人、法人又は団体とする。四種会員は、理事会で定める会費を事業年度毎に年会費として支払うなど本機構の事業の推進に協力する。
- 6 会員は、毎年度、本機構の事業成績、決算その他重要事項の報告を受ける。

(入会)

第8条 会員として入会しようとする者は、理事会で定める手続きにより会員となる。

- 2 入会の申し込みがあったときには、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

(会員名簿)

第9条 本機構は、毎年度、会員の名簿を作成し、会員に配布する。

(会員の資格の喪失)

第10条 会員が、次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第11条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第12条 会員が、次の各号の一に該当するときは、総会における出席会員総数の3分の2以上の多数による議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) 本機構の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金等の精算)

第13条 既に納入した会費その他の抛出金は、会員資格を喪失した理由の如何を問わず、返還しない。

第3章 役員

(役員の種類及び定数)

第14条 本機構に次の役員を置く。

- (1) 理事 8人以上15人以内
 - (2) 監事 1人以上3人以内
- 2 理事のうちから、会長1人、副会長1人、常務理事1人を置く。

(役員を選任等)

第15条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事の中から、総会において選任する。ただし、それらの選任が補充の人事を行うなど急を要するときは、理事の互選によることができ、その場合は、次の総会に報告しなければならない。
- 3 役員の内には、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が役員の数分の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、本機構の理事又は職員を兼ねてはならない。

(会長、副会長、常務理事及び理事の職務)

第16条 会長は、本機構を代表し、その業務を総理する。会長以外の理事は、本機構の業務について、本機構を代表しない。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、本機構の常務を処理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、本機構の業務を執行する。

(監事の職務)

第17条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) 本機構の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、本機構の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又は本機構の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(役員任期等)

第18条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれ前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第19条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第20条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会における出席会員総数の3分の2以上の多数による議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

2 前項の規定により、役員を解任しようとするときは、議決の前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第21条 役員は常務理事を除いて無報酬とする。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項の役員報酬及び費用に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 名誉会長及び顧問

(名誉会長及び顧問)

第22条 本機構に名誉会長及び顧問を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、総会において選任する。

3 名誉会長及び顧問は、本機構の運営に関する重要な事項について、会長の諮問に答える。

4 名誉会長及び顧問は、毎年度、事業計画、活動予算、事業成績、活動決算その他重要事項の報告を受ける。

第5章 事務局

(事務局の設置)

第23条 本機構に、その事務を処理するために、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

3 事務局長及び職員の任免は、会長が行う。

(組織及び運営)

第24条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第6章 会議

(種別)

第25条 本機構の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第26条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第27条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 事業報告及び活動決算

(2) 役員を選任及び解任、職務並びに報酬

- (3) 名誉会長及び顧問の選任
- (4) 定款の変更
- (5) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (6) 会員の除名
- (7) 解散及び合併
- (8) その他運営に関する重要事項

（総会の開催）

第28条 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後2か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 会員総数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して総会の招集の請求があったとき。
- (3) 第17条第4号の規定により、監事が招集したとき。

（総会の招集）

第29条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第1号及び第2号に規定する請求があったときは、当該請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、開催日の14日前までに会議の日時、場所及び会議の目的たる事項を記載した書面により、全会員に通知しなければならない。

（総会の議長）

第30条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第31条 総会は、会員総数の過半数の会員が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

（総会の議決）

第32条 総会における議決事項は、第29条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、出席した会員の過半数の賛成により、新たな事項を議題とすることができる。

2 総会の議事は、この定款に別に定める場合を除き、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会における議決権等）

第33条 各会員の議決権は平等とする。

2 総会に出席できない会員は、代理の者に出席及び表決を委任し、又はあらかじめ通知された事項について書面により表決することができる。

3 前項の規定により委任し、又は書面により表決した会員は、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。

（総会の議事録）

第34条 総会を開催したときは、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 招集の年月日

- (2) 開会の日時及び場所
 - (3) 会員総数及び出席者数(表決委任者又は書面表決者がある場合は、その数を付記する。)
 - (4) 目的たる事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が署名し、又は記名押印しなければならない。

(理事会の構成)

第35条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第36条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の招集)

第37条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、理事総数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して理事会の招集の請求があったときは、当該請求のあった日から14日以内にこれを招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、理事に対し、開催日の7日前までに、会議の日時、場所及び目的たる事項を記載した書面により、通知しなければならない。

(理事会の議長)

第38条 理事会の議長は、会長とする。

- 2 会長は、自ら理事会に出席できないときその他の場合に、あらかじめ副会長に理事会の議長として、議事の運営を委任することができる。

(理事会の定足数)

第39条 理事会は、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

(理事会の議決)

第40条 理事会における議決事項は、第37条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。ただし、出席した理事の過半数の賛成により、新たな事項を議題とすることができる。

- 2 理事会の議事は、この定款に別に定める場合を除き、理事会に出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会における議決権等)

第41条 各理事の議決権は平等とする。

- 2 理事会に出席できない理事は、代理の者に出席及び表決を委任し、又はあらかじめ通知された事項について書面により表決することができる。
- 3 前項の規定により委任し、又は書面により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会に代える書面付議)

第42条 簡易な事項又は急速を要する事項については、理事全員に書面を送付して賛否を求め、理事会に代えることができる。

(理事会の議事録)

第43条 理事会を開催したとき又は前条の規定により書面を送付して賛否を求めたときは、次の各号（前条の規定により書面を送付して賛否を求めたときは、第2号に代えて、書面の回答を期限とした日時とする。）に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 招集又は書面による付議の年月日
- (2) 開会の日時及び場所
- (3) 理事総数及び出席者数(表決委任者又は書面表決者がある場合は、その数を付記する。)
- (4) 目的たる事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び理事会において選任された議事録署名人2名が署名し、又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成及び区分)

第44条 本機構の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

2 本機構の資産は特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第45条 本機構の資産は、理事会の議決を経て、会長が定める方法により、会長が管理する。

(会計の原則及び区分)

第46条 本機構の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

2 本機構の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第47条 本機構の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び活動予算)

第48条 本機構の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度開始前に会長が作成し、理事会の議決を経なければならない。事業年度の途中におけるその重要な変更も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第49条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告及び活動決算)

第50条 本機構の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等決算に関する書類は、毎会計年度終了後2か月以内に、会長が作成し、監事の監査を経て、総会の議決を経なければならない。
2 決算上繰越金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第8章 定款の変更及び本機構の解散

(定款の変更)

第51条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 本機構は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消

2 前項第1号の事由により本機構が解散するときは、会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 本機構が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、更生保護法人愛媛県保護観察協会に帰属するものとする。

(合併)

第54条 本機構が合併しようとするときは、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 本機構の公告は、本機構の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章 雑則

(施行細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、本機構の成立の日から施行する。
- 2 本機構の設立当初の役員は、次のとおりとする。

会 長	麻 生 俊 介
副 会 長	一 色 誠
常務理事	永 木 淳 一
理 事	門 田 誓
理 事	一 色 哲 昭
理 事	佐 伯 要 三
理 事	白 石 省 啓 三
理 事	野 本 武 男
理 事	山 本 泰 正
理 事	銀 岡 良 幸
監 事	山 崎 宏

- 3 本機構の設立当初の役員の任期は、第18条第1項の規定にかかわらず、本機構の成立の日から平成23年6月30日までとする。
- 4 本機構の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、本機構成立の日から平成22年3月31日までとする。
- 5 本機構の設立当初の事業計画及び活動予算は、第48条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 本機構の設立当初の会費は、第7条第3項、第4項及び第5項の規定にかかわらず、次のとおりとする。
 - 二種会員 1口10,000円（1口以上10口以内）
 - 三種会員 1口1,000円（1口以上100口以内）
 - 四種会員 個人、法人又は団体ともに、1口1,000円（1口以上）
- 7 この定款の変更は、平成28年8月24日から施行する。
この定款の変更は、平成30年5月14日から施行する。

支 出 伝 票 (年間)

債務確定日(※) (最終確定日)	令和4年 3月 31日	整理番号	91	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	
			広聴費 資料購入費	
使 途 及 び 内 容 等	倫理法人会費 (年間) 支払先：一般社団法人 倫理研究所 愛媛県松山北倫理法人会			
金 額	120,000	円	年間の支出金額の合計を 記入してください。	
特記事項				
利用月	支払月日	按分前の金額	按分率	支出金額
4月分	4月 23日	10,000 円	100 %	10,000 円
5月分	5月 24日	10,000 円	100 %	10,000 円
6月分	6月 23日	10,000 円	100 %	10,000 円
7月分	7月 26日	10,000 円	100 %	10,000 円
8月分	8月 23日	10,000 円	100 %	10,000 円
9月分	9月 24日	10,000 円	100 %	10,000 円
10月分	10月 25日	10,000 円	100 %	10,000 円
11月分	11月 24日	10,000 円	100 %	10,000 円
12月分	12月 23日	10,000 円	100 %	10,000 円
1月分	1月 24日	10,000 円	100 %	10,000 円
2月分	2月 24日	10,000 円	100 %	10,000 円
3月分	3月 23日	10,000 円	100 %	10,000 円

(注)継続的な利用形態で毎月支払いをしているものに使用してください。

(注)領収書その他証拠書類は、別紙で添付してください。

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

2021年04月01日 No 000142

領 収 書

向田 将央 殿



¥10,000

2021年04月分 法人会費 (2021年04月 現在 1口加入)

TEL : 089-987-7020
FAX : 089-987-7021



2021. 4. 23
年 月 日

(注) 消費税の対象外のため仕入税額控除はできません。

上記の通り領収いたしました。

2021年05月01日 No 000145

領 収 書

向田 将央 殿


 一般社団法人 倫理研究所
 〒102-8561 東京都千代田区紀尾井町4-5 TEL. 03-3264-2251
 ホームページ <http://www.rinri-jpn.or.jp>

愛媛県松山北倫理法人会

TEL : 089-987-7020

FAX : 089-987-7021

¥10,000

2021年05月分 法人会費 (2021年05月 現在 1口加入)

(注) 消費税の対象外のため仕入税額控除はできません。

上記の通り領収いたしました。

2021. 5. 24
年 月



印紙税

印紙税法第5
条第17号に
より印紙貼付
不要



2021年06月01日 No 000144

領収書

向田 将央 殿



¥10,000

2021年06月分 法人会費 (2021年06月 現在 1口加入)

(注) 消費税の対象外のため仕入税額控除はできません。

上記の通り領収いたしました。

2021. 6. 23 日

TEL : 089-987-7020
FAX : 089-987-7021



2021年07月01日 No 000146

領収書

向田 将央 殿

〒102-8561 東京都千代田区紀尾井町4-4 TEL.03-3264-2271
ホームページ <http://www.rimri-jpn.or.jp>

一般社団法人倫理研究所

愛媛県松山北倫理法人会

TEL : 089-987-7020

FAX : 089-987-7021

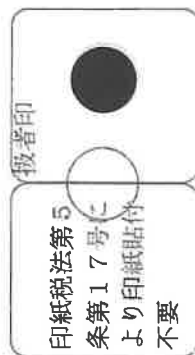
¥10,000

2021年07月分 法人会費 (2021年07月 現在 1口加入)

(注) 消費税の対象外のため仕入税額控除はできません。

上記の通り領収いたしました。

2021. 7. 26
年 月 日



2021年08月01日 No 000171

領 収 書

向田 将央 殿


 一般社団法人倫理研究所
 〒102-8561 東京都千代田区紀尾井町4-4 TEL. 03-9264-2241
 ホームページ <http://www.rinri-jpn.or.jp>

愛媛県松山北倫理法人会

TEL : 089-987-7020

FAX : 089-987-7021

¥10,000

2021年08月分 法人会費 (2021年08月 現在 1口加入)

(注) 消費税の対象外のため仕入税額控除はできません。

上記の通り領収いたしました。

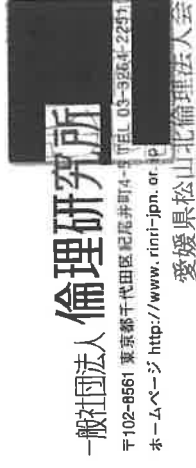


2021. 8. 23
年 月 日

2021年09月01日 No 000166

領 収 書

向田 将央 殿



〒102-8561 東京都千代田区紀尾井町4-5 TEL 03-5264-2291
ホームページ <http://www.rimi-jpn.or.jp>
愛媛県松山北倫理法人会

TEL : 089-987-7020
FAX : 089-987-7021

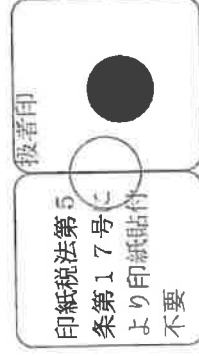
¥10,000

2021年09月分 法人会費 (2021年09月 現在 1口加入)

(注) 消費税の対象外のため仕入税額控除はできません。

上記の通り領収いたしました。

年 月 日



2021年10月01日 No 000164

領 収 書

向田 将央 殿

¥10,000

2021年10月分 法人会費 (2021年10月 現在 1日加入)

(注) 消費税の対象外のため仕入税額控除はできません。

上記の通り領収いたしました。

一般社団法人 倫理研究所
〒102-8561 東京都千代田区紀尾井町4-5-1 TEL. 03-9264-2291
ホームページ <http://www.tinri-jpn.or.jp>

愛媛県松山北倫理法人会

TEL : 089-987-7020

FAX : 089-987-7021



2021.10.25
年 月 日

2021年11月01日 No 000161

領 収 書

向田 将央 殿

一般社団法人 倫理研究所

〒102-8561 東京都千代田区配袋井町4-5 TEL. 03-5264-2241
ホームページ <http://www.rinri-jpn.or.jp>

愛媛県松山北倫理法人会

TEL : 089-987-7020
FAX : 089-987-7021

¥10,000

2021年11月分 法人会費 (2021年11月 現在 1口加入)

(注) 消費税の対象外のため仕入税額控除はできません。

上記の通り領収いたしました。

2021.11.24 日
年 月 日



2021年12月01日 No 000160

領 収 書

向田 将央 殿

一般社団法人 倫理研究所

〒102-8561 東京都千代田区紀尾井町4-4 TEL 03-3224-2251
ホームページ <http://www.rinri-jpn.or.jp>

愛媛県松山北倫理法人会

TEL : 089-987-7020

FAX : 089-987-7021

¥10,000

2021年12月分 法人会費 (2021年12月 現在 1口加入)

(注) 消費税の対象外のため仕入税額控除はできません。

上記の通り領収いたしました。

2021.12.05
年 月 日



領 収 書

2022年01月01日 No 000161

向田 将央 殿

一般社団法人倫理研究所

〒102-8561 東京都千代田区紀尾井町4-9 TEL 03-3264-2251
ホームページ <http://www.rinri-jpn.or.jp>

愛媛県松山北倫理法人会

TEL : 089-987-7020

FAX : 089-987-7021

¥10,000

2022年01月分 法人会費 (2022年01月 現在 1口加入)

(注) 消費税の対象外のため仕入税額控除はできません。

上記の通り領収いたしました。

2022. 1. 24
年 月 日



領収書

2022年02月01日 No 000164

向田 将央 殿



¥10,000

2022年02月分 法人会費 (2022年02月 現在 1口加入)

(注) 消費税の対象外のため仕入税額控除はできません。

上記の通り領収いたしました。

TEL : 089-987-7020
FAX : 089-987-7021

愛媛県松山北倫理法人会



〇〇年〇〇月〇〇日

2022年03月01日 No 000169

領 収 書

向田 将央 殿

一般社団法人 倫理研究所

〒102-8561 東京都千代田区紀尾井町4-5 TEL 03-3254-2251
ホームページ <http://www.rimri-jpn.or.jp>

愛媛県松山北倫理法人会

TEL : 089-987-7020

FAX : 089-987-7021

¥10,000

2022年03月分 法人会費 (2022年03月 現在 1口加入)

(注) 消費税の対象外のため仕入税額控除はできません。

上記の通り領収いたしました。

2022. 3. 23 日



愛媛県倫理法人会

☎089-987-7025


[HOME TOP](#) > [倫理法人会とは](#)

倫理法人会とは

組織図

県内単会のご紹介

月間行事

モーニングセミナーとは

活力朝礼とは

入会の流れ

お問い合わせ

心にプラスワン

職場の教養プレゼント

 活動報告とお知らせ
Topics

 愛媛県内各単会の
 セミナーがわかる!

今月の

 ひめりゅねっと
 山 田 健

愛媛県倫理法人会の広報紙

 石鐘
 パソコンナンバーもご覧いただけます。


倫理法人会は、一般社団法人倫理研究所の法人会員によって組織された会です。
 「企業に倫理を、職場に心を、家庭に愛を」をスローガンに、まずトップ自らが純粋倫理を学び、自己革新を図り、社員や社風を変え、健全な繁栄を目指しています。(昭和55年創設)



倫理研究所は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律のもとで認可された民間の社会教育団体です。

倫理法人会は、心の経営を目指す人々のネットワークを拡げ、各種活動を通して地域社会に寄与することを目的に、47都道府県、各市・区単位に設立されています。

万人幸福の葉 17ヶ条

倫理研究所を創設した丸山敏雄先生が、純粋倫理という生活法則のエッセンスを凝縮して、わかりやすい標語にまとめた「万人幸福の葉17カ条」をもとに倫理を学んでいます。

- 1 今日是最良の一日、今は無二の好機
- 2 苦難は幸福の門
- 3 運命は自らまねき、境遇は自ら造る
- 4 人は鏡、万象はわが師
- 5 夫婦は一对の反射鏡
- 6 子は親の心を実演する名優である
- 7 肉体は精神の象徴、病気は生活の赤信号
- 8 明朗は健康の父、愛和は幸福の母
- 9 約束を違えれば、己の幸を捨て他人の福を奪う
- 10 働きは最上の喜び
- 11 物はこれを生かす人に集まる
- 12 得るは捨つるにあり
- 13 本を忘れず、末を乱さず
- 14 希望は心の太陽である
- 15 信ずれば成り、疑えれば崩れる
- 16 己を尊び人に及ぼす
- 17 人生は神の演劇、その主役は己自身である

7Acts ～セブンアクト～

- 1 あいさつが示す人がら、躊躇せず先手で明るくハッキリと。
- 2 返事は好意のパロメーター、打てば響く「ハイ」の一言。
- 3 気づいたことは即行即止、間髪いれずに実行を。
- 4 先手は勝つ手5分前、心を整え完全燃焼。
- 5 背筋を伸ばしてあごをひく、姿勢は氣力の第一歩。
- 6 友情はルールを守る心から、連帯感を育てよう。
- 7 物の整理は心の整理、感謝をこめて後始末。

[経営者モーニングセミナー](#)

2021/3/31

倫理法人会とは | 愛媛県倫理法人会

全国約670カ所の倫理法人会で毎週1回、早朝6時または6時30分から開催されている、経営者を対象としたセミナーです。

企業トップが自らの生き方や会社のあり方を考えるために学んでいます。朝型の生活習慣を体得するとともに、会員同士の交流・情報交換の場として、倫理法人会の活動の柱となっています。時には地元の名士を講師に招き、その道のエキスパートならではの話を聴くこともできます。倫理法人会員数は約6万2千社（平成26年8月現在）

経営者の集い

事業体験報告を主とした倫理経営についての学びを深めるための勉強会。年に数回開催。

倫理経営講演会

毎年1月から6月にかけて、全国同一テーマで開催します。

平成27年度は「ここに活路あり一大転換期をいかに乗りきるか」をテーマに全国約670カ所で開催。倫理法人会の講師による講演と、会員による事業体験報告（その他、朝礼実演等）という内容で構成されています。

職場朝礼の推進

企業の活性化は朝のスタートにあり。倫理法人会では職場活性化の中心を「活力朝礼」に置いています。活力朝礼の特徴は、倫理研究所発行の『職場の教養』を使っていることやあいさつなどの基本ルールを重視していることです。実際の企業朝礼の現場で実地指導も行ないます。

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和3年12月31日	整理番号	92
科 目	調査研究費 研修費 <u>広報費</u> 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費		
使 途 及 び 内 容 等	ホームページ費用 JPドメインサービス利用料(1年更新) 支払先：さくらインターネット株式会社		
金 額	3,234 円	按分率	100 %
特 記 事 項	4~12月分 請求書及び払込受領証の原本は、 令和2年度 政務活動費 収支報告書に添付		
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和2年11月19日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

790-0941
愛媛県松山市和泉南6丁目7-16

22899473 - 1/1ページ
SEO : 09578
SAKURA internet
さくらインターネット株式会社
〒530-0011
大阪市北区大深町4-20
グランフロント大阪タワーA35F
www.sakura.ad.jp

向田 まさひろ 様



SEO : 09578
0120-7756664

御 請 求 書

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
ご利用のサービス料金について下記のとおりご請求申し上げます。
すでにお支払済みの折は行き違いと存じますのでご容赦ください。

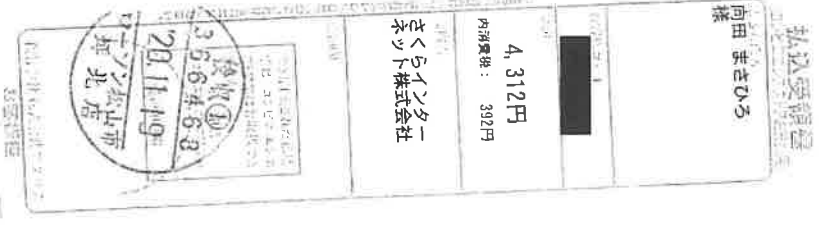
2020年11月10日発行
請求書番号 : 22899473
会員ID : [REDACTED]

御請求金額 ¥4,312

お支払期限 : 2020年11月30日

サービスコード	品名	支払区分	単価	数量	金額	備考
112801392078	JPドメイン (nd)	1年更新	3,982	1	3,982	税込み
113201712406	サービス利用料 (2021/01/01-2021/12/31) [mukoudamasahiro.jp]	随時請求	330	1	330	税込み
	請求書発行手数料					

お振込先		普通預金	
口座名義		さくらインターネット株式会社	
※恐れ入りますが振り込み手数料はご負担願います。			
小計 :	4,312	内消費税 :	392
(10%対象)	4,312	内消費税 :	392
繰越額 :	0		
合 計 :	4,312		



※裏面を必ずご確認の上、お支払いください。

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和3年12月31日	整理番号	93
科 目	調査研究費 研修費 <u>広報費</u> 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費		
使 途 及 び 内 容 等	さくらのレンタルサーバスタンダード サービス利用料 支払先：さくらインターネット株式会社		
金 額	4,176 円	按分率	100 %
特 記 事 項	4~12月分 請求書及び払込受領証の原本は令和2年度政務活動費収支報告書に添付		
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和2年12月23日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

790-0941
愛媛県松山市和泉南6丁目7-16

さくらインターネット株式会社

〒530-0011

大阪市北区大深町4-20

グランフロント大阪タワーA35F

www.sakura.ad.jp

☎ 0120-775664



向田 まさひろ 様

SEQ : 09780



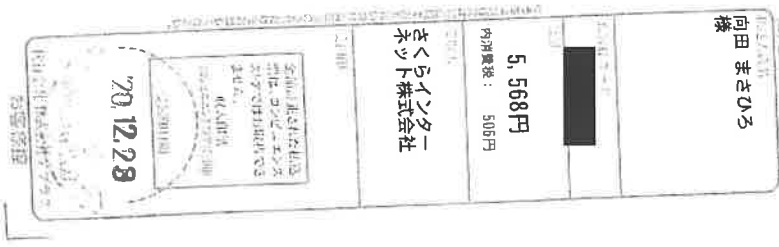
御 請 求 書

2020年12月16日発行
請求書番号 : 23082763
会員ID : [REDACTED]

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
ご利用のサービス料金について下記のとおりご請求申し上げます。
すでにお支払済みの折は行き違いと存じますのでご容赦ください。

御請求金額 ¥5,568

お支払期限 : 2020年12月31日



サービスコード	品 名	支払区分	単価	数量	金額	備考
112801392050	さくらのインターネット サービス料 (2021/01/01-2021/12/31) [mukoudamasahiro.sakura.n e.jp]	年間一括	5,238	1	5,238	税込
113201902541	請求書発行手数料	随時請求	330	1	330	税込

お振込先 普通預金 [REDACTED]
口座名義 さくらのインターネット株式会社
※恐れ入りますが振り込み手数料はご負担願います。

小計 :	5,568	内消費税 :	506
(10%対象)	5,568	内消費税 :	506
繰越額 :	0		
合 計 :	5,568		

※裏面を必ずご確認の上、お支払ください。

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和4年3月3日	整理番号	94
科 目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費		
使 途 及 び 内 容 等	市政報告書リーフレット印刷費 支払先：日本郵便株式会社		
金 額	23,310 円	按分率	100 %
特 記 事 項	リーフレット 7000 部		
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和4年3月3日	

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

引換金受領証

佐田将央 様

[収納金]
代引まとめ

引換金	¥23,310
(内消費税等)	¥2,119

合計	¥23,310
お預り 現金	¥23,310

〒100-8792 日本郵便株式会社
 東京都千代田区大手町2-3-1
 取扱日時：2022年 3月 3日 19:38
 発行No. 220303P4993 端341063431
 連絡先：松山中央郵便局
 TEL:0570-004-613

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和4年3月31日	整理番号	95
科 目	調査研究費 研修費 <u>広報費</u> 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費		
使 途 及 び 内 容 等	ホームページ費用 JPドメインサービス利用料(1年更新) 支払先：さくらインターネット株式会社		
金 額	1,078 円	按分率	100 %
特 記 事 項	1～3月分		
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和3年11月14日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

790-0941
愛媛県松山市和泉南6丁目7-16

向田 まさひろ 様

SEQ : 09199



SAKURA internet

さくらインターネット株式会社

〒530-0001

大阪市北区梅田1-12-12

東京建物梅田ビル11F

www.sakura.ad.jp

pay@sakura.ad.jp

御 請 求 書

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
ご利用のサービス料金について下記のとおりご請求申し上げます。

2021年11月10日発行

請求書番号 : 25287625

会員ID : [REDACTED]

すでにお支払済みの折は行き違いと存じますのでご容赦ください。

御請求金額 ¥4,312

お支払期限 : 2021年11月30日

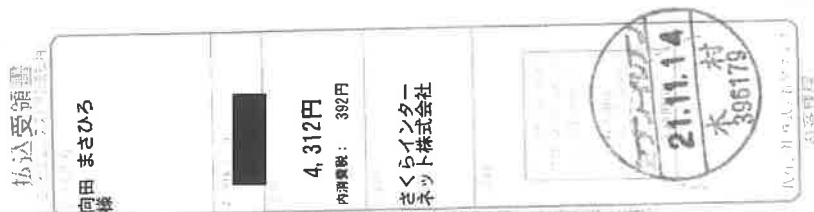
サービスコード	品 名
112801392078	JPドメイン (ne) サービス利用料 (2022/01/01-2022/12/31) [mukoudamasahiro.jp]
113301888008	請求書発行手数料

支払区分	単価	数量	金額	備考
1年更新	3,982	1	3,982	税込み
随時請求	330	1	330	税込み

お振込先
[REDACTED] 普通預金 [REDACTED]
口座名義 さくらインターネット株式会社
※恐れ入りますが振り込み手数料はご負担願います。

小計 :	4,312	内消費税 :	392
(10%対象 :	4,312	内消費税 :	392)
繰越額 :			0
合 計 :			4,312

※裏面を必ずご確認の上、お支払いください。



支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和4年3月31日	整理番号	96
科 目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費		
使 途 及 び 内 容 等	さくらのレンタルサーバスタンダード サービス利用料 支払先：さくらインターネット株式会社		
金 額	1,392 円	按分率	100 %
特 記 事 項	1～3月分		
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和3年12月18日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

790-0941
愛媛県松山市和泉南6丁目7-16

向田 まさひろ 様

SEQ : 09393



SAKURA internet

さくらインターネット株式会社

〒530-0001

大阪市北区梅田1-12-12

東京建物梅田ビル11F

www.sakura.ad.jp

pay@sakura.ad.jp

御 請 求 書

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
ご利用のサービス料金について下記のとおりご請求申し上げます。

すでにお支払済みの折は行き違いと存じますのでご容赦ください。

2021年12月10日発行

請求書番号 : 25508261

会員ID : [REDACTED]

御請求金額 **¥5,568**

お支払期限 : 2021年12月31日

サービスコード	品 名	支払区分	単価	数量	金額	備考
112801392050	さくらのレンタルサーバ スタンダード サービス利用料 (2022/01/01-2022/12/31) [mukoudamasahiro.sakura.n e.jp]	年間一括	5,238	1	5,238	税込み
113302072732	請求書発行手数料	随時請求	330	1	330	税込み

お振込先

普通預金

口座名義 さくらインターネット株式会社

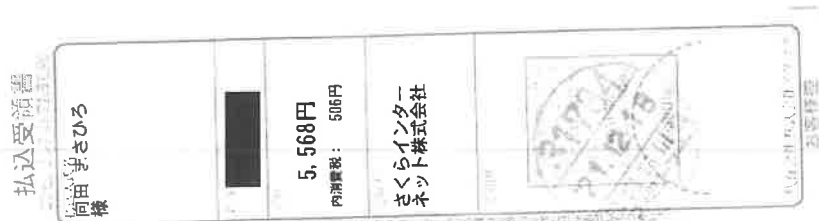
※恐れ入りますが振り込み手数料はご負担願います。

小計 : 5,568 内消費税 : 506
(10%対象 : 5,568 内消費税 : 506)

繰越額 : 0


合 計 : 5,568

※裏面を必ずご確認の上、お支払ください。



(様式3)

支出伝票

債務確定日(※)	令和4年3月31日	整理番号	121	
科目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使途及び内容等	ホームページデザイン作成及び更新費			
金額	135,000	円	按分率	90 %
特記事項				
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和4年3月31日		
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				
<h3>領 収 証</h3>				
向田 将央 様 <u> </u> R4 年 3 月 31 日				
★ ¥ 150,000 -				
但ホームページデザイン作成および更新費 上記正に領収いたしました				
内 訳				
税抜金額				
消費税額等(%)				
				

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。